

## 令和6年度一般廃棄物処理実施計画について

館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の規定に基づき、令和6年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

館山市長 森 正 一

### I. 総則

#### 1 本実施計画の位置づけ

本実施計画は平成24年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、令和6年度における市内から発生する一般廃棄物（ごみ）の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等の他、生活排水の適正処理に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

#### 3 計画区域

館山市全域

## II. 廃棄物処理計画

### 1 一般廃棄物の種類及び排出量の見込み

(一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み)

単位：t

区 分	主 な 種 類	年間排出量・処理量 (基本計画)
【燃せるごみ】	生ごみ・容器包装以外の プラスチック・衣類・有害鳥 獣死体等	14,152
【不燃ごみ】		1,101
金属類	金属製品、空き缶、乾電池、 蛍光管・体温計（水銀使用）	
ガラス類	空きびん、ガラス製品・陶磁 器類	
【粗大ごみ】		1,142
【資源ごみ】		3,760
古紙類	新聞・雑誌・ダンボール	
飲料用紙パック		
ペットボトル		
プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック・白色 トレイ・発泡スチロール	
合 計		20,155

### 2 ごみの減量化・再資源化の促進

(一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項)

- (1) ごみの減量化に関し、市広報等により啓発活動を推進し、ごみの減量化・再資源化を図る。
- (2) 事業ごみの減量化・再資源化及び適正処理の推進を図る。

### 3 収集運搬計画

(分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分)

#### (1) 基本方針

平成14年7月の燃せるごみ収集の有料化、平成21年1月のごみ処理手数料の改定及び資源ごみ分別品目の追加、平成24年4月の燃せるごみ収集回数の変更、平成25年4月の粗大ごみ収集の有料化、平成29年4月、ごみ処理手数料の改定(燃せるごみ用指定袋の料金及び袋容積の変更)等により、市が収集する燃せるごみの排出量は減少傾向となっている。今年度においても、有料での収集とともに、現状の14種類の分別の徹底により、燃せるごみの排出量の削減を目指すものとする。

#### (2) 市が収集する家庭から排出された一般廃棄物の区分及び排出方法等

一般廃棄物の種類 及び分別の区分		収集運搬主体 及び排出方法		収集回数	搬入先施設名
可燃ごみ	燃せるごみ	委託	指定袋	2回/週	館山市清掃センター
	粗大ごみ	委託	粗大ごみ 処理券	2～3回/月	館山市清掃センター
不燃ごみ	金属類 (金属製品、空き缶、乾電池、蛍 光管・体温計(水銀使用)のそれ ぞれに分ける)	委託	透明・半透明 の袋	2～3回/月	館山市清掃センター
	ガラス類 (空きびん、ガラス製品・陶磁器 類のそれぞれに分ける)	委託	透明・半透明 の袋	2回/月	(有)石井商店 一般廃棄物処理施設
資源ごみ	ペットボトル	委託	透明・半透明 の袋	2～3回/月	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設
	プラスチック製容器包装	委託	透明・半透明 の袋	1回/週	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設
	古紙類 (新聞、雑誌(雑紙)、ダンボー ルのそれぞれに分ける)	委託	紐で縛る	2回/月	(有)妻本商店 館山工場
	飲料用紙パック	委託	紐で縛る 透明・半透明 の袋	2回/月	(有)妻本商店 館山工場

### (3) 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法及び市で収集しないもの

#### ①収集方法・搬入方法

(2)の区分により排出者(住民)が収集日の午前6時から午前8時30分までに所定のごみ搬出場所へ搬出した一般廃棄物は、市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入するものとする。市は、収集日を「館山市家庭ごみ収集カレンダー」で、分別の詳細を「館山市家庭ごみの分け方・出し方」で周知し、排出者(住民)は、市の収集により廃棄物を処理する場合、これらに従うものとする。

館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定める、収集に関する可燃物用指定袋と粗大ごみ処理券について、市は、原則として取扱店を介し、ごみ処理手数料の徴収と引き換えに、排出者(住民)に交付する。事業者への交付や、取扱店判断による無料での交付、粗品景品的な交付をするものではない。

なお、所定のごみ搬出場所とは、当実施計画の策定以前に既に市が収集をしている場所とするが、計画期間中に利用者から申請があり、市が収集運搬業務に支障が無いと認めた場合に、設置、変更、廃止されるものとする。また、引越し等一時的に多量(概ね30kg以上分の可燃ごみなど)に発生するごみは、排出者(住民)が自ら館山市清掃センターに搬入するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼するものとする。

館山市清掃センターに搬入する場合は、「館山市家庭ごみの分け方・出し方」による分別をした上で、館山市清掃センターの受入基準に従うものとする。

#### ②市で収集しないもの

市で収集しない廃棄物は、特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、(以下家電4品目という))・パソコン・自動二輪車(原動機付自転車は除く)・自動車解体部品等、個別のリサイクル法等に基づき製造業者等により回収される廃棄物、爆発・引火・感染等の危険性のあるもの、難燃性のもの、有害物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、粗大ごみのうち一辺の長さが2mを超えるもの、成人2名での運搬が難しい重量(概ね80kg以上)のもの等で、館山市清掃センターにおいて、その処理が著しく困難なものおよび処理施設の機能に支障を生じるおそれのあるもの。また、通常の業務態勢による収集運搬が困難なもの。

#### ③市で収集しないものの処理

ア. 家電4品目について、排出者(住民)は小売業者に引取を依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、適正に再資源化できるようにするものとする。

- イ. パソコンについて、排出者（住民）は資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、回収する当該パソコンメーカーがある場合はメーカーに、回収するメーカーがない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼するか、または、小型家電リサイクル法でパソコンの回収を行っている家電量販店に回収を依頼し、再資源化するものとする。
- ウ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物（「広域認定廃棄物」）であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる廃自動二輪車（原動機付自転車は除く）について、排出者（住民）は国内二輪車メーカー及び輸入事業者が実施している二輪車リサイクルシステムで処分し、メーカーが設定する「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取場所」に持ち込んで、そのシステムにより再資源化するものとする。
- エ. 自動車解体部品（ドア・タイヤ・ホイール・バッテリー等）について、排出者（住民）はガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等購入した店や取扱店に処理を相談して、それらの事業者や製造者の責任において処分するものとする。
- オ. 灯油、ガソリン、オイルについて、排出者（住民）はガソリンスタンド等購入した店や取扱店に処理を相談して、それらの事業者や製造者の責任において処分するものとする。
- カ. その他、市の処理困難物の処理については、排出者自ら購入した店に引取を依頼するか、市の許可業者に処理を依頼する等により適正に処理するものとする。

#### （4）事業者が排出する一般廃棄物

##### ①適正処理方法

事業者が排出する一般廃棄物は、事業者が自らの責任において次の方法により、適正に処理するものとする。なお、市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第5項により、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、処理計画の提出等を求める場合がある。

- ・事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設へ可燃ごみ、可燃ごみのうち古紙類・飲料用紙パックで再資源化できるものの別に搬入する。
- ・市長が許可した一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

②館山市清掃センターへの搬入

館山市清掃センターに搬入する場合は、館山市清掃センターの受入基準に従うものとする。

(5) 災害によって発生する一般廃棄物

異常な天然現象による災害時に発生する一般廃棄物は、「館山市災害廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を実施するものとする。

災害の種類や規模、発生時期や場所等によって災害廃棄物の種類や量が異なるため、状況に応じた適切な処理方法を講ずるものとする。

#### 4. 適正処理方法

(一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

##### (1) 中間処理

##### ①搬入される廃棄物の処理量及び処理方法

##### ア. 市内から発生する廃棄物

廃棄物の種類	搬入先施設名	処理内容	処理見込量 t / 年
燃せるごみ 粗大ごみ (可燃系)	館山市清掃センター	焼却処理	14,152
有害鳥獣死体	館山市有害鳥獣焼却処理施設		
金属類 粗大ごみ (不燃系)	館山市清掃センター	選別・破碎処理	1,565
金属類	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設 (有)石井商店 一般廃棄物処理施設 (株)岡部建設 一般廃棄物処理施設 大栄商事(有) 一般廃棄物処理施設	選別・圧縮	
ガラス類	(有)石井商店 一般廃棄物処理施設	選別・破碎処理	
ペットボトル・ プラスチック製容器包装 (発泡スチロール含む)	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設 (株)岡部建設 一般廃棄物処理施設	選別・圧縮・梱包	
プラスチック製容器包装 (発泡スチロールのみ)	(株)アース産業 一般廃棄物処理施設 大栄商事(有) 一般廃棄物処理施設	減容・固化	2,583
古紙等 (古紙類、飲料用紙パック)	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設 (有)石井商店 一般廃棄物処理施設	選別・圧縮・梱包	
合計			20,155

イ. 市区域外から発生する廃棄物

廃棄物の種類	搬入先施設名	処理内容	処理見込量 t / 年
南房総市・鋸南町のビン類	(有)石井商店 一般廃棄物処理施設	選別・保管	246
南房総市のペットボトル	アンビ環境(株) 一般廃棄物処理施設	選別・圧縮・梱包	100

(2) 最終処分

① 処分方法・処分量

処分する物	処分先	処分方法	処分見込量 t / 年
焼却灰	新井総合施設(株)	埋立処分	2,174
	中央電気工業(株)	溶融固化処理	478
不燃残渣	館山市最終処分場	埋立処分	478



### Ⅲ. 生活排水に関するし尿及び浄化槽汚泥並びに公共下水道処理実施計画

#### ○し尿及び浄化槽汚泥

##### (1) 廃棄物の種類・発生見込み

廃棄物の種類	発生見込量 k l / 年
し尿	4, 327
浄化槽汚泥	20, 166
計	24, 493

##### (2) 収集運搬計画

廃棄物の種類	搬入先施設名	収集運搬主体	収集見込量 k l / 年
し尿	館山市 衛生センター	許可業者	4, 327
浄化槽汚泥			20, 166
計			24, 493

##### (3) 中間処理計画

廃棄物の種類	搬入先施設名	処理内容	処理見込量 k l / 年
し尿	館山市 衛生センター	高負荷酸化処理	4, 327
浄化槽汚泥			20, 166
計			24, 493

##### (4) 最終処分計画

処分物	処分先	処分方法	処分見込量 t / 年
衛生センター 焼却灰	館山市 最終処分場	埋立処分	1

#### ○公共下水道処理（鏡ヶ浦クリーンセンターの汚水処理）

- (1) 公共下水道による汚水処理見込量 600, 000 m<sup>3</sup> / 年
- (2) 汚泥処理見込量 500 t / 年
- (3) 汚泥処理に伴う収集運搬 民間事業者
- (4) 中間処理（再資源化）見込量 300 t / 年（民間事業者）
- (5) 最終処分（焼却処分）見込量 200 t / 年（民間事業者）

#### IV. 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

##### (1) 許可方針

###### 一般廃棄物処理業

収集運搬業については、既存の許可業者で適正に処理できる環境がほぼ整ったと考えられるため、原則として新規の許可はしない。

処分業については、原則として新規の処分業の許可はしないが、ごみの再資源化を推進していくにあたり、必要に応じ許可をどうか慎重に判断する。

##### (2) 一般廃棄物処理業許可業者

	廃棄物の種類	業者名	所在地
収集運搬業	一般廃棄物	(株)アース産業	館山市正木 514-14
		アンビ環境(株)	館山市正木 562-12
		(有)石井商店	館山市北条 1722
		(株)岡部建設	館山市亀ヶ原 890-1
		(有)大栄商事	館山市広瀬 392-2
		館山商事(株)	館山市正木 528
		千葉美装(株)	館山市正木 1957-2
		(有)妻本商店	館山市正木 974
		(株)東栄	館山市竹原 2372-1
		南総安房運輸(株)	館山市那古 1628-1
		(有)房州リサイクル	館山市亀ヶ原 1045-2
	一般廃棄物 ※厨芥類を除く	(株)イケダ	館山市笠名 1293-1
		(有)鈴建興業	館山市正木 267-5
		(株)ベイ南関東産業	館山市稲 166-1
		(有)松本興業	館山市八幡 820
	一般廃棄物 ※1 家電のみ	(有)堀井商店	南房総市石堂原 224-1
		(株)三山商店	鴨川市横渚 820
		(有)ビオトープ	南房総市下堀 382-1
		(株)伊藤商店	南房総市白浜町白浜 2557
	し尿	館山市環境保全協業組合	館山市西長田 1163-5
	浄化槽汚泥	(有)アワ	館山市藺 804-2
		(株)安房環境衛生	館山市藺 854
		中央エンタープライズ(株)	館山市竹原 1306-3
		(株)メンテカ	館山市稲 162
		(株)ヤマナカ	館山市上真倉 1011

収集運搬業	浄化槽汚泥	(有)五光	南房総市富浦町多田良 674-6
		(有)笹子設備	南房総市和田町小川 695
		(有)南房浄化槽サービス	館山市亀ヶ原 673-2
		(有)花澤環境	館山市沼 1752-2
処分業	発泡スチロール ※2 その他	(株)アース産業	館山市正木 514-14
	金属類 ペットボトル プラスチック製 容器包装 古紙等 ※2 その他	アンビ環境(株)	館山市正木 562-12
	金属類 ガラス類 古紙等	(有)石井商店	館山市北条 1722
	金属類 ペットボトル プラスチック製 容器包装 ※2 その他	(株)岡部建設	館山市亀ヶ原 890-1
	金属類 発泡スチロール ※2 その他	(有)大栄商事	館山市広瀬 392-2

※1 家電リサイクル法に定める機械器具を、市外から本市に所在している  
同法律に基づく指定引取場所に運搬する事業範囲の許可。

※2 その他 清掃センターに持ち込むことができない一般廃棄物

(3) 浄化槽清掃業

業者名	所在地
(有)アワ	館山市藪 804-2
(株)安房環境衛生	館山市藪 854
中央エンタープライズ(株)	館山市竹原 1306-3
(株)メンテカ	館山市稲 162
(株)ヤマナカ	館山市上真倉 1011
(有)五光	南房総市富浦町多田良 674-6
(有)笹子設備	南房総市和田町小川 695
(有)南房浄化槽サービス	館山市亀ヶ原 673-2
(有)花澤環境	館山市沼 1752-2

## V 関連施設の概要

(一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項)

### (1) 館山市清掃センター

#### ・可燃ごみの処理

場 所 館山市出野尾538番地  
完 成 昭和59年10月  
総工事費 建物等 17億円  
          バグフィルター 13億円(平成14年度)  
処理方法 准連続焼却式(ストーカー炉)  
処理能力 100t/日(50t×2炉/16h)  
無公害の施設で、悪臭は熱分解して飛散を防止  
煙に含まれるばいじんは、バグフィルターにて除去

#### ・不燃ごみの処理

場 所 館山市出野尾532番地及び533番地  
完 成 令和5年3月  
総工事費 5,013万1千円  
処理方法 圧縮  
処理能力 2.6t/5h

### (2) 最終処分場

場 所 館山市西長田1153番地  
完 成 昭和60年3月  
総工事費 8,943万6千円  
処理方法 生物処理  
埋立容量 60,000m<sup>3</sup>  
嵩上工事 74,200m<sup>3</sup>(平成6年度)  
          119,200m<sup>3</sup>(平成11年度)  
水処理方式 既設生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+  
          キレート吸着+滅菌処理  
水処理能力 35m<sup>3</sup>/日

### (3) 館山市衛生センター

場 所 館山市出野尾534番地  
完 成 昭和57年3月  
総工事費 17億7千万円(環境施設センター用地購入費を含む)  
処理方法 高負荷酸化処理方式(IZジェットエアレーション)  
処理能力 100kl/日

(公共下水道による污水处理施設)

鏡ヶ浦クリーンセンター

場 所	館山市湊465番地1
供用開始	平成10年4月供用開始
処理区域	209.0ha
処理方法	污水处理：標準活性汚泥法 汚泥処理：ベルトプレス脱水機
処理能力	污水处理：3,550m <sup>3</sup> /日（日最大） 汚泥処理：0.37t/日